

平成20年12月定例会知事答弁要旨

12月9日

代表・一般 質問

石川 輝久 議員 (会派 民主党・かながわクラブ)

質問番号 1-(1)

1 環境問題について

(1) 地球温暖化防止には様々な対策が考えられるが、風力発電や太陽光発電等の自然エネルギーの利用促進が注目されている。

本県の自然エネルギー施策は、太陽光発電に力点をおいた取組みが進められていると承知している。財政的に極めて厳しい状況にあるものの、少なくとも新設の県有施設には太陽光発電設備を設置していくべきであり、県も「クールネッサンス宣言」の中で、率先して導入していこうとしている。

さらに、住宅用の「太陽光発電普及拡大プロジェクト」も位置づけられ、県全体での設置促進も検討されている。

そこで、県として、太陽光発電設備の設置拡大に向け、どのように取り組んでいくつもりなのか、その基本的な考え方や意気込みについて所見を伺いたい。

答弁要旨

最初に、環境問題について、数点お尋ねがございました。

まず、県の太陽光発電設備の設置拡大に向けた基本的な考え方や意気込みにかかる質問でございます。

CO2の削減を進める上で自然エネルギーの利用促進は、省エネルギーの推進とともに、車の両輪であり、中でも太陽光発電は、地理的な制約を受けない点で、本県に最も適していると考えており、本県としても、太陽光発電の導入促進に力を入れてまいります。

そこで、まず県有施設についてであります。改修や新築の機会をとらえて導入を進め、これまで小田原合同庁舎、寒川浄水場などに、合計約600キロワットの導入を行ってまいりました。

今年度は「クールネッサンス宣言」のもと、県庁新庁舎、青少年センター、生命の星・地球博物館や交番などPR効果の高い施設への導入を進めておりますが、今後も施設の新築等に併せ、可能な限り導入をしてまいります。

また、今後は住宅への太陽光発電の普及についても、家庭部門の温暖化対策として力を入れてまいりたいと考えています。

「クールネッサンス宣言」の中でも、県民の皆さんの初期投資を軽減するため、「太陽光発電/普及拡大プロジェクト」を掲げたところですが、その後、国でも、「大胆な導入支援を行う」として、補助制度を復活することになりましたので、これも活用し、市町村と連携した支援方策の構築を目指してまいります。

さらに、本県の先進性を活かした取組も進めてまいります。

「インベスト神奈川」を活用した県の企業誘致により、既に大手石油会社が次世代型太陽電池の研究所を新設し、また大学発のベンチャー企業がリチウムイオン電池の量産拠点を設け、太陽光発電等と一体化した独立型電源システムの開発を行うことが決定しております。

今後とも、新エネルギー関連産業の集積を進め、技術面・供給面からも太陽光発電の普及に貢献をしてまいります。

平成20年12月定例会知事答弁要旨

12月9日

代表・一般 質問

石川 輝久 議員 (会派 民主党・かながわクラブ)

質問番号 1-(2)

1 環境問題について

- (2) 自然エネルギーの普及拡大を図るためには、ハード面での支援だけでなく、県民への意識啓発を進めることも重要であり、その際、大人だけでなく子どもへの取組みも重要である。

ヨーロッパでは、太陽光発電による電気を、電力会社が高く買い取る仕組みを構築したことにより、太陽光発電設備を導入する家庭や、設備投資する企業が急速に拡大したが、この制度は電気料金への上乗せといった形で社会全体が広く費用を負担することで成り立っている。ヨーロッパでこうした制度を導入する国が拡大しているのは、みんなで太陽光発電などの自然エネルギーの普及を進めていこうという意識が国民に浸透しているためだと考えている。

そこで、子どもたちへの意識づけも含め、太陽光発電を始めとした自然エネルギーの利用について、どのように県民への意識啓発を進めていこうとしているのか、所見を伺いたい。

答弁要旨

次に、自然エネルギーの利用に関する意識啓発についての質問でございます。

議員ご指摘のように、自然エネルギーの利用を進めていくためには、まず、太陽光発電などの素晴らしさについて県民の皆さんの理解を深めていただくことが必要であります。

そのため、県では、自然エネルギーの特色や活用事例などについて、ホームページ等で紹介し情報提供を行っています。また、この11月に多くの方々にご来場いただいた地球環境イベント「アジェンダの日」でも、自然エネルギーに関する様々な展示をご覧いただいたり、太陽電池で走るミニ電気自動車などの体験もしていただきました。

さらに、自然エネルギーへの理解を深めるため、イベント等におけるグリーン電力証書の活用にも取り組んでおります。

県では、「アジェンダの日」や、本年7月の地球温暖化一斉行動キャンペーン「エコウェーブ」の箱根会場などの県のイベントにおいて、グリーン電力証書を購入し、自然エネルギーの活用をPRいたしました。

加えて、「エコウェーブ」と連携して行われたJリーグのサッカーの試合でも、各クラブチームが試合で消費する電力量相当のグリーン電力証書を購入して開催するなどの、ご協力をいただいたところでございます。

また、未来を担う子どもたちが、自然エネルギーに接することや、理解を深めていただくことも大変重要であります。

そこで、自然エネルギーなどに関して豊富な知識・経験を有するNPO等を、小・中学校や高校に派遣し、体験型授業を実施しています。また、「かながわボランティア活動推進基金 21」の協働事業により、県立高校4校、県内の小学校3校、計7校に太陽光発電設備を導入し、自然エネルギーに関する授業などに活用するほか、PTAや地域住民の見学会などを開催しています。

今後は、太陽光発電の家庭への普及にも力を入れてまいりたいと考えておりますので、現在、検討を進めている県の支援制度の紹介に併せて、県民の皆さんに自然エネルギーへの関心を高めていただく工夫をするなど、様々な機会を捉え、意識啓発を行ってまいります。

1 2 月 9 日

代表 一般 質問

石川 輝久 議員

(会派 民主党)

質問要旨

1 (3) 環境問題について

昨今、各家庭や地域、学校、会社などでは、ゴミの分類やリサイクルの活用、自然エネルギーに関する取組などが活発に行われておりますが、次代を担う子どもたちが、そうした活動に積極的に参加しているという話を聞き、たいへん喜ばしいことだと思っています。

現在、本県では環境問題について、「自ら考え、選択して行動する人」を育成するための環境教育を学校で推進していると伺っておりますが、資源の乏しい我が国にとって、子どもたちが持続可能な循環型社会を目指して、環境問題や太陽光発電などの自然エネルギーについて正しく認識し、理解を深めるために、発達段階に応じた適切な教材や題材を選ぶなど、工夫ある環境教育の充実が大切であると考えます。

そこで、学校における環境教育の取組みについて、教育長の所見を伺います。

(教育長)

答弁要旨

教育関係についてお答えいたします。

まず、学校における環境教育についてお尋ねがございました。

環境・エネルギー問題は、21 世紀における最も大きな課題であり、これからの社会を担っていく子どもたちが、環境問題や自然エネルギーについて正しく認識し、理解を深めることは、大変重要なことと考えております。

学校教育におきましては、今年、改訂された学習指導要領などにおいて、児童・生徒の発達段階に応じ、環境教育の充実を図ることとされております。

小・中学校では、例えば、校外学習として、電力会社やガス会社のエネルギー館などを訪問したり、「総合的な学習の時間」で、NPO の協力を得て、ソーラーカーの試乗や、太陽熱を利用した調理・ソーラークッキングに挑戦するなど、体験的な学習をとおして、環境やエネルギーの大切さに気づかせる取組みを実施しております。

また、先ほど知事の答弁にありました、太陽光発電設備が設置されている、県立高校 4 校では、専門家のご協力をいただきながら、この設備を活用して、自然エネルギーの意義や活用方法を学ばせるなど、生徒の環境に対する意識を高める取組みを進めております。

県教育委員会といたしましては、こうした取組みを進めている高校など 6 校を、「環境・エネルギー教育重点推進校」に指定し、当該校におきましては、校舎の壁面緑化の取組み、大学教授等による地球温暖化についての特別講義のほか、生徒が主体となった様々なリサイクル活動に取り組んでいるところでございます。

さらに、こうした取組みを他の高校へ普及するため、平成 17 年度から毎年、「環境シンポジウム」を開催し、重点推進校の先進的な実践事例について、各校の代表生徒がそれぞれ工夫した発表を行っております。

県教育委員会といたしましては、今後も、こうした取組みを推進し、児童・生徒に、自然エネルギーの意義や効果についての理解を深めさせるとともに、身近な環境問題に興味・関心を持たせるよう、環境教育の一層の充実に取り組んでまいります。

知事答弁要旨記録

平成20年12月9日(火)

石川 輝久 議員(会派 民主党・かながわクラブ) 本会議 一般質問

(質問要旨)

2 羽田空港の国際化と神奈川口構想について

- (1) 羽田空港は県内各地からの交通利便性が高く、世界各地の主要空港と結ばれれば、本県のみならず首都圏全体の活性化につながっていく。

航空交渉は、国と国との交渉であり、実際の運航にあたるそれぞれの国の航空会社の考えや要望の調整が必要な、大変な作業であるが、羽田空港の国際化がどのように進んでいくのか、その行方は産業界のみならず、多くの県民が高い関心を持っている。

そこで、羽田空港へ就航する国際定期便の航空交渉がどのような状況にあるのか。また、県としては、どのような就航のあり方が望ましいと考えているのか、所見を伺いたい。

(知事答弁)

次に、羽田空港の国際化に向けた、国際定期便の航空交渉と望ましい就航のあり方についての、お尋ねをいただきました。

羽田空港の国際化に向けましては、これまでも横浜市、川崎市と連携して、国に対し強く働きかけてまいりましたところ、国においては、2010年の新滑走路供用開始時に、国際定期便を年間約6万回、1日あたり80便就航させる方針を、閣議決定いたしました。

現在、この決定に基づき、諸外国と航空交渉を進めておりますが、これまでに、マレーシア、韓国、シンガポール、フランス、イギリスの、5か国との間で合意が成立し、1日あたり26便の国際定期便の就航が決定しているとのことでございます。

また、米国や中国とも交渉に入っているとのことであり、来年の夏までに、すべての交渉が終了できるよう、今後とも精力的に交渉を推進していくと聞いております。

次に、国際定期便の望ましい就航のあり方についてのお尋ねであります。

本県が平成18年に、羽田空港の国際チャーター便利用者を対象に、就航希望先のアンケート調査を実施したところ、ハワイをはじめ、アジア、欧州、米国本土といった広範なニーズがあることが確認されました。

こうした結果なども踏まえますと、就航先としては、ビジネス需要の高い、ASEAN諸国を含むアジア・太平洋地域の主要都市をカバーするとともに、深夜早朝便については、欧米を始めとした、世界の主要都市へも就航することが望ましいと考えております。

そこで、先般開催された「県・横浜・川崎三首長懇談会」において、こうした就航先の拡大について、国に働きかけていくことで合意し、先日、申し入れを行ってきたところでもあります。

海外の主要都市と、羽田空港が定期便で結ばれることは、県民の利便性向上のみならず、首都圏の活性化にとっても極めて重要ですので、羽田空港の国際化が、利用者ニーズに沿った形で実現されるよう、今後とも、横浜市、川崎市などとも連携しながら、国に対し強く働きかけを行ってまいります。

平成20年12月県議会定例会知事答弁要旨

一般質問（平成20年12月9日）

石川 輝久 議員（民主党・かながわクラブ）	
質 問	<p>2 羽田空港の国際化と神奈川口構想について</p> <p>(2) 神奈川口構想は、羽田空港の再拡張・国際化の効果を、最大限神奈川側に誘導し、県内や首都圏経済の活性化につなげようとするものである。</p> <p>しかし、羽田空港の国際化が間近に迫っているが、連絡道路については、その位置もまだ確定されていない。</p> <p>県民や経済界は、連絡道路によってどのように便利になるのか、羽田国際化の効果が県内全域にどのように波及することとなるのか、大きな関心を持っている。</p> <p><u>そこで、神奈川口構想の要である連絡道路について、その果たすべき役割や期待される効果をどのように考えているのか、所見を伺いたい。</u></p>
知 事 答 弁	<p>最後に、神奈川口構想の連絡道路について、お尋ねをいただきました。</p> <p>神奈川口構想は、羽田空港の再拡張・国際化により、大幅に増加する、人やモノの流れを神奈川側に誘導するため、連絡道路の整備やまちづくりを進め、本県のみならず、首都圏経済の活性化につなげようとするものであります。</p> <p>連絡道路は、「東京湾岸地域を結ぶ広域的な一般幹線道路ネットワークを形成する路線」として、羽田空港の再拡張・国際化などの効果を最大限発揮させるために、重要な役割を担うものであります。</p> <p>また、連絡道路が整備されれば、東京と神奈川の結びつきが強まるとともに、空港周辺の交通混雑が緩和されることなどにより、「東京湾岸地域の連携強化」や「羽田空港周辺の一般道路交通の整序化」といった効果が期待され、さらに、連絡道路を使えば、川崎臨海部から羽田空港の国際線地区までの所要時間が、10分程度短縮されるなど、「羽田空港へのアクセス改善」も図られると考えます。</p> <p>連絡道路の整備は、神奈川口のまちづくりはもとより、京浜臨海部に新たな産業集積をもたらすなど、本県経済や、さらには首都圏経済の活性化に、大きな役割が期待されるものであります。</p> <p>そこで、本県といたしましては、神奈川口のグランドデザインを早期に策定し、こうした効果を県内外にアピールしてまいりますとともに、関係機関とも連携をしながら、引き続き、国等に対し強く働きかけ、連絡道路の早期実現をめざしてまいります。</p> <p>私からの答弁は、以上でございます。</p>

12月9日

代表 一般 質問

石川 輝久 議員

(会派 民主党・かながわクラブ)

質問要旨

3 授業料徴収における保証人制度の見直しについて

県立高校の入学手続きにおける、授業料の納付を第三者が保証する制度が、授業料の未納対策として一定の効果をもたらしていることは理解するが、入学時に第三者による保証人を必要とすること自体が、生徒、保護者に負担感を与えることも考えなくてはならない。

先日、授業料の未納者に対する裁判所を通じた支払督促制度を年内に実施することが報道されたが、こうした新たな未納対策の導入により、現行の保証人制度は見直すべきである。

そこで、授業料の未納者に対する支払督促制度の導入を踏まえて、現行の保証人制度を見直しすることについてどのように考えているのか、所見を伺いたい。

(教育長)

答弁要旨

次に、県立高等学校の授業料の保証人制度の見直しについてお尋ねがございました。

保証人制度は、「授業料を納付期限までに生徒や保護者が納付しない場合に、その保証人が納付しなければならない」として条例で定めた制度でございます。

厳しい財政状況や一部の保護者の納付意識の希薄化などにより未納額が年々増加している中であって、保証人へ連絡することによって保護者から授業料が納付されるケースも多く、保証人制度が未納者への対策に一定の効果をもたらしていると考えております。

また、議員のお話にありました、保証人を探す負担感につきましては、少しでも緩和できるよう、これまで、保証書の提出期限の延長や県外居住者を保証人として承認するといった配慮を行ってきたところであります。

そうした中で、より効果的な授業料未納対策を進めるため、この11月に、未納者に対して裁判所を通じて督促を行う、支払督促制度を導入いたしました。

この支払督促の対象につきましては、当面5年の時効完成が近い卒業生を対象とし、今後、その範囲を順次拡大してまいりたいと考えております。

このように、支払督促制度は導入したばかりでありますので、今後、支払督促による未納対策の具体的な効果を見極めた上で、保証人制度の見直しについて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(要望)

是非とも早期の支払督促制度の効果の検証をしていただきたい。保証人制度は、県民にとって、保護者、保証人両方にとって負担感が大きいので、早期にこの制度がなくなるよう努力していただければということで質問を終わります。

平成 2 0 年 1 2 月 県 議 会 定 例 会

石川 輝久 議員（会派 民主党・かながわクラブ） 12月9日 代表・一般質問	
質 問	<p>4 県立病院における医師確保対策について</p> <p>(1) 県立病院の高度・専門医療を担う医師の多くは、大学医学部の気鋭の医師を受け入れるという、いわゆる医局ローテーションに基づいて採用しているが、産科や小児科などを志望する医師は年々減少し、この状況は大学の医局にも及んでいる。</p> <p>このような状況では、大学病院の医局に派遣を依頼するだけでなく、自ら専門性の高い医師を育成していくことも必要である。</p> <p>そのためには、優秀な若手医師を広く全国から求め、認定医・専門医として育成し、県立病院に定着してもらうような取組みを行うとともに、医師が自らの専門性をより高められる体制の整備も必要である。</p> <p>そこで、<u>県立病院の将来を担うような若手医師の確保対策について、どのように取り組んでいくのか伺いたい。</u></p> <p style="text-align: right;">（病院事業庁長）</p>
庁 長 答 弁	<p>病院事業庁関係について、お答えいたします。</p> <p>県立病院における医師確保対策についてのお尋ねがございました。</p> <p>まず、県立病院の若手医師の確保についてでございます。</p> <p>これまで、県立病院における医師の確保は、多岐にわたる専門分野の医師を必要とする病院側と、医師育成のために広く臨床現場を求める大学側との双方の必要性から、県内の大学医学部から推薦を受け、選考を行うという、いわゆる医局ローテーションにより対応してまいりました。</p> <p>しかしながら、平成16年度に医師の臨床研修が必修化されたことに伴って生じた全国的な医師不足の中で、優秀な医師を確保する必要もありますので、現在は、医局ローテーションを基礎としながらも、公募や医師の人的ネットワークを通じた推薦などにより、医師確保に努めているところでございます。</p> <p>また、広く人材を求める一つの取組みとして、がんセンターやこども医療センターでは、従来から公募制の研修医制度を設け、若手医師の確保にも取り組んできております。</p> <p>医師は、専門性を高め、その医療技術を臨床の場で活かしたいという思いを持っておりますので、専門性を高めるための研究や高度な治療に携われるという環境の整備は、県立病院の医師確保にとりまして重要な課題と考えております。</p> <p>そこで、病院事業庁では、がんセンターに神奈川がん臨床研究・情報機構を、また、こども医療センターに臨床研究室を、それぞれ平成18年度に設置し、医師の研究体制を整備してまいりました。</p> <p>さらに、平成19年度には、すべての県立病院において、新たに後期臨床研修制度を設け、多くの分野で認定医や専門医の資格取得を目指して、現在49名の若手の研修医が、医療技術の向上に励んでいるところでございます。</p> <p>今後も、高度・専門医療を担う県立病院としての役割を果たすため、より一層医師の研究や研修のための環境整備を進め、医師確保に努めてまいります。</p>

平成20年12月県議会定例会

石川 輝久 議員（会派 民主党・かながわクラブ）12月9日 代表・一般質問

質 問	<p>4 県立病院における医師確保対策について</p> <p>(2) 現在の医師不足の背景には、宿日直などの過酷な勤務が原因との指摘もあり、このような勤務実態を放置したまま医学部の定員を増やしてもこの問題は解消されない。</p> <p>平成20年度の診療報酬改定により、総合周産期母子医療センターを持つ病院などでは、勤務医の事務作業を補助する専任職員、いわゆる「医療事務クラーク」を配置している場合には、診療報酬上の加算が認められることとなった。</p> <p>医師不足の解消に向けては、医師を確保するという取組みのほか、現在の医師の業務負担を少しでも軽減して、診療行為に専念できる体制を作り上げていくことも重要である。</p> <p>そこで、<u>県立病院への医療事務クラークの導入について、どのように対応していくのか、所見を伺いたい。</u></p> <p style="text-align: right;">（病院事業庁長）</p>
--------	--

庁 長 答 弁	<p>次に、県立病院への医療事務クラークの導入についてお尋ねがありました。</p> <p>県立病院の医師は通常の診療行為に加え、認定医・専門医の取得などスキルアップに向けた症例研究や、日々進歩している最新医療の習得に向けた研鑽、医療の進歩に貢献するための研究なども行っております。</p> <p>さらに、平成19年度に導入した後期臨床研修制度により、新たに研修医への指導業務も加わり、医師の負担が増したことから、非常勤職員に事務作業を代行させるなどの方法により、医師の負担軽減に努めたところであります。</p> <p>一方、国においても、医師の負担軽減を目的として、平成20年度の診療報酬改定の中で、医師事務作業補助者、いわゆる医療事務クラークの配置を進めるという制度を新設しました。</p> <p>県といたしましても、医師の負担軽減という観点からは、医療事務クラークの配置の必要性は十分に感じております。</p> <p>しかしながら、現行の制度では採算面での課題も大きく、県立病院においては、まだこの制度の導入には至っておりません。</p> <p>今後、優秀な医師を確保し、長期に亘って県立病院に勤務していただくためには、医師の負担を軽減し、本来の診療業務に専念できる環境を整備することが必要と考えております。</p> <p>このため、医師の負担軽減に向けて、採算性とのバランスも取りながら、医療事務クラークを含めた様々な方策の検討を進めてまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
------------------	--